

指定特定相談支援事業所「めだか」重要事項説明書

(事業所の名称等)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

(1) 名 称 めだか

(2) 所在地 栃木県栃木市城内町2丁目62番14号

(事業所の運営方針)

- 1 事業所は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように配慮して事業を行います。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって事業サービスを提供するよう努めます。
- 3 事業所は、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町、指定障害者支援施設や指定障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 4 事業所は、「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」その他関係法令を遵守し、事業を実施します。

(職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、職員及び事業の業務、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対し関係法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

(2) 相談支援専門員 1名 (常勤職員)

相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当します。

(3) 事務員 1名 (常勤職員)

事務員は、経理、総務を担当します。

(事業所の営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除きます。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとします。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、事業計画に定めた行事開催日、季節慣例、突発的事由により必要な場合は、臨時営業、時間延長または休業、時間短縮することができるものとします。

(事業サービスの提供方法及び内容)

事業所が行う事業サービスの提供方法及び内容は、次のとおりです。

- (1) 利用者から日常生活全般に関する相談に応じること。
- (2) サービス等利用計画の作成に関すること。
- (3) 利用者に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。
- (4) 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者に提供すること。
- (5) 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施すること。
- (6) サービス等利用計画の原案を作成すること。
- (7) サービスを提供する事業所等の担当者会議を開催して、サービス等利用計画の原案内容について、意見を聴取すること。
- (8) サービス等利用計画の原案を利用者に説明し、文書により同意を得ること。
- (9) サービス利用計画を利用者及び利用サービス提供事業者の担当者に交付するとともに関係市町に写しを提出すること。
- (10) 月に1回以上利用者宅を訪問し、サービス等利用計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うこと。
- (11) 必要に応じ、サービス等利用計画の変更を行うこと。

(利用者から受領する費用及びその額)

- 1 事業所は、事業サービスを提供した際は、利用者から当該事業サービスに係る利用者負担額の支払いを受けることとします。

2 事業所は、法定代理受領を行わない事業サービスを提供した際は、利用者から障害者自立支援法に規定する額の支払いを受けるものとします。

3 事業所は、第9条に定める通常の事業の実施区域を越えて行う事業サービスに要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合はその実費について利用者から支払いを受けるものとする。ただし、事業所の自動車等を使用した場合の交通費は次の額とします。

(1) 栃木駅から事業サービス提供地の最寄りの駅及びバスの停留所までの運賃相当額

4 事業サービスの提供にあたり前項の費用負担が伴う場合は、あらかじめ利用者に対し、当該事業サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとします。

5 第1項から第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとします。

(主たる対象とする障害の種類)

事業所が、事業サービスを提供する主たる対象者の障害の種類は、次のとおりです。

(1) 知的障害者（18歳未満の者を除く）

(2) 身体障害者（18歳未満の者を除く）

(3) 精神障害者（18歳未満の者を除く）

(4) 障害児（身体に障害のある児童、知的障害のある児童及び18歳未満の精神障害者）

(通常の事業の実施地域)

1 通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に事業サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）は、栃木市、小山市、佐野市、壬生町及び岩舟町の地域とします。

2 通常の事業の実施地域以外の利用希望者に対し事業サービスを実施する場合があります。

(虐待の防止のための措置)

1 事業所における虐待防止のための措置に関する内容は第2項から第7項のとおりとし、効果的な対策を図るため、虐待防止責任者に管理者をあて、虐待の未然の防止に努めます。

- 2 事業所における障害者（児）虐待を未然に防止するため、倫理綱領、行動規範等を定め、職員に周知徹底を図ります。
- 3 成年後見制度を活用して判断能力に乏しい利用者であって、自ら権利を擁護することに困難を抱える利用者について身上監護などを通して利用者の権利擁護に努めます。
- 4 第11条に規定する苦情解決の体制により虐待防止のための措置を講ずるものとします。
- 5 虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施し、普段から職員の人権意識を高め併せて資質の向上を図ります。
- 6 虐待の事実を発見したときには、関係機関に速やかに報告するとともに、関係機関と連携し、虐待を受けた利用者やその家族への支援を行い再発防止の措置を講じるものとします。

（苦情解決）

- 1 事業所は、その提供した事業サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者に周知の徹底を図ります。

（1）要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 管理者 中村 君枝 主任 川又 正久 ・ご利用時間 9：00～17：00 ・電話番号 0282-25-4001 ・F A X 0282-25-1575 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。 				
ゆーあい工房 第三者委員	うえのともや 上野智哉 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>電話番号</td> <td>0285-23-5373</td> </tr> <tr> <td colspan="2">栃木第三地区児童民生委員協議会会長</td> </tr> </table>	電話番号	0285-23-5373	栃木第三地区児童民生委員協議会会長	
	電話番号	0285-23-5373			
栃木第三地区児童民生委員協議会会長					
	すがや ひとし 菅谷 齊 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>電話番号</td> <td>0282-22-4457</td> </tr> <tr> <td colspan="2">栃木市社会福祉協議会大平支所長</td> </tr> </table>	電話番号	0282-22-4457	栃木市社会福祉協議会大平支所長	
電話番号	0282-22-4457				
栃木市社会福祉協議会大平支所長					
栃木市役所 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：栃木市万町9-25 ・電話番号：0282-21-2203 				
栃木県 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：栃木県宇都宮市若草1-10-6 ・電話番号：028-622-2941 ・F A X：028-622-2316 				

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・窓口担当者 主任 川又 正久・ご利用時間 9：00～17：00・電話番号 0282-25-4001・F A X 0285-25-1575 担当が不在の場合はゆーあい工房事務室までお申し出ください。
------------------	--

2 事業所は、提供した事業サービスに関し、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行います。

3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんにできる限り協力します。

(秘密保持等)

1 事業所の職員は、正当な理由がある場合を除いて業務上知り得た利用者の秘密を保持します。

2 事業所の職員には、職員でなくなった後においても業務上知り得た利用者の秘密を保持させるため、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

3 事業所は、市町及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ます。

平成 年 月 日

特定相談支援事業における計画相談支援サービスの提供及び利用の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 住所 栃木市城内町2-62-14

名称 指定特定相談支援事業所 めだか

説明者 管理者 中村君枝 ㊞

私は、本書面に基づいて事業所から特定相談支援事業における計画相談支援サービスの提供及び利用について、重要事項の説明を受けその内容に同意いたしました。

利用者 住所

氏名 ㊞

親権者 住所

氏名 ㊞

利用者との続柄